

質問に対する回答

市有財産売却「建物等解体撤去条件付」一般競争入札にかかる質問について、以下のとおり回答します。

質問 No.	質問内容	回答
1	<p>今朝白1丁目の本件不動産のうち、「建物」は家屋番号の記載がないことより、建物表題登記が未了なものと思われます。</p> <p>売却が決定した際は、建物表題登記・保存登記まで貴市の負担で行ったうえでの「所有権移転登記」の登録免許税を落札者（買受人）負担にて貴市で所有権移転登記を行うのでしょうか。もしくは「建物譲渡証明書」等を貴市より落札者（買受人）へご発行されるのでしょうか。建物取壊し前提ですので、建物表題登記は任意と考えられ、表題登記を行わず、建物解体工事の着手をして宜しいのでしょうか。</p>	<p>本件建物等に記載する建物は、長岡市所有のまま本件不動産の土地の買受人において解体・撤去していただきます。</p> <p>したがって、長岡市において、建物の表題登記、保存登記及び所有権移転登記は行いませんので、これに係る登録免許税の負担もありません。</p>
2	<p>現地見学会時に、内部の吹付け材、防護材等アスベスト含有の懸念がある材料のサンプリング採取は可能でしょうか。</p>	<p>建物等の躯体に影響が無い範囲及び現地見学会参加者に迷惑とならない程度であれば可能です。</p>
3	<p>令和3年度分の固定資産税・都市計画税は1月1日現在市有財産であることにより課税は無いとおもわれますが、落札者（買受人）へのみなし課税精算はありますでしょうか。</p>	<p>ありません。</p>